

第 1 次 報 告

～学校給食の運営方法について～

(抜粋)

平成 19 年 12 月

生駒市学校給食検討委員会

はじめに

生駒市の学校給食は、昭和41年10月から全小中学校で完全実施しており、特に中学校での給食は、本市独自の施策として、市外からの転入理由の一つともなるなど、従来から高い保護者ニーズを得ています。

また、平成17年7月に食育基本法が施行され、学校における食に関する施策の取り組みとして、特に学校給食については、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、運営面での改善や献立内容等の充実を図るとともに、各教科等においても「生きた教材」としての活用が望まれています。

また、ハード面については、昭和57年4月開設の既設学校給食センターの老朽化に伴う施設改修や厨房機器等の更新など、今後の維持管理への財政負担等を踏まえ、長期的な施設整備の方向性を見出していくことが急務となっています。

こうした中で、本市の学校給食をより効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の安全性の確保と食育の充実を図るなど、将来にわたる学校給食のあり方を検討すべく、生駒市教育委員会から調査・研究の要請を受けた本委員会では、昨年11月に第一回の会議を開催して以来、所掌事務の一つである「学校給食の更なる資質の向上及び運営方法に関すること」について、これまで計7回にわたり検討を重ねてまいりました。

当初は、「自校方式」と「共同調理場方式」の調査に着手しましたが、両方式の中間的な運営方式として、「3ブロック方式」も検討項目に加え、それぞれの方式における「期待される効果」「懸念される課題」「課題への対応」について、別紙（学校給食運営方式比較検討表）のとおり、運用面・体制面・施設整備面・維持管理面・食育面等といった視点から検討しました。

そして、これまでの調査・研究内容も踏まえ、それぞれの運営方式に対する評価（別紙（学校給食運営方式評価表））を各委員に行っていただき、今般、以下のとおりまとめましたので、ここに「第1次報告」をいたします。

平成19年12月21日

生駒市教育委員会

教育長 早川 英雄 殿

生駒市学校給食検討委員会

委員長 小松 茂

生駒市学校給食検討委員会（第1次報告）

1 生駒市学校給食検討委員会の設置目的

本市の学校給食をより効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の安全性の確保及び食教育の充実を図るなど、将来にわたる学校給食のあり方について検討するため、生駒市学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を置くものです。

2 委員会の調査研究事項

委員会では、生駒市学校給食検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第2条に掲げる所掌事務について、調査・検討を行います。

- (1) 学校給食の更なる資質の向上及び運営方法に関すること。
- (2) 食に関する指導及び食教育に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 委員会の構成

委員会は、要綱第3条の規定により、15名以内の委員をもって構成。

学識経験者2名、市民代表（公募）2名、生駒市PTA協議会代表2名、校長会代表2名、生駒市教職員組合代表、生駒市公立学校教職員組合代表、生駒市職員組合代表 計11名

（順不同、敬称略、H19. 5. 28現在）

	氏 名	備 考
委員長	小 松 茂	学識経験者
副委員長	志 垣 瞳	学識経験者
委 員	青 木 晃	生駒市公立学校教職員組合代表
委 員	阿 部 久美子	生駒市 PTA 協議会代表
委 員	岡 島 洋 子	校長会代表
委 員	総 谷 章 子	市民代表（公募）
委 員	酒 見 宗 良	校長会代表
委 員	寒 川 麻利子	市民代表（公募）
委 員	田 中 佐登志	生駒市職員労働組合代表

委員	福中眞美	生駒市 PTA 協議会代表 (H18.11.6~H19.5.27)
委員	島谷佳子	生駒市 PTA 協議会代表 (H19.5.28~)
委員	政岡俊伸	生駒市教職員組合代表

4 委員会の開催状況

	日時・場所	主な案件
第1回	平成18年11月6日(月) 10:00~14:00 市役所特別会議室 給食センター	○委員会の概要説明 ○本市における学校給食及び現給食センターの概要説明 ○今後の会議の進め方について
第2回	平成18年12月27日(水) 13:30~16:30 市役所401・402会議室	○保健体育審議会答申(1997年9月)について ○センター方式及び自校方式のメリット・デメリットについて ○本市における主な野菜の生産量等について
第3回	平成19年2月27日(火) 13:30~16:30 市役所403・404会議室	○学校栄養職員、調理員の配置基準 ○自校方式、ブロック方式による学校給食施設整備経費 ○項目別センター方式及び自校方式のメリット・デメリットについて
第4回	平成19年5月11日(水) 13:30~16:00 市役所特別会議室	○ブロック方式による学校給食施設整備経費 ○項目別センター方式及び自校方式のメリット・デメリットの検討
第5回	平成18年8月16日(木) 14:00~16:30 市役所401・402会議室	○学校給食運営方式比較検討について
第6回	平成19年10月26日(金) 14:00~16:00 市役所401・402会議室	○学校給食運営方式評価表について ○生駒市学校給食検討委員会(第1次報告)(素案)について
第7回	平成19年11月27日(火) 14:00~16:30 市役所403・404会議室	○生駒市学校給食検討委員会(第1次報告)(案)について

5 委員会の会議、会議録の公開

- (1) 会議の公開方法：制限公開又は完全公開
- (2) 会議録の公開方法：委員長の承認後、市ホームページを通じて公開

6 調査研究事項

所掌事務：学校給食の更なる資質の向上及び運営方法に関すること

(1) 現生駒市学校給食センターの概要

- ① 名称 生駒市立学校給食センター
- ② 所在地 生駒市小明町1787番地28
(市街化調整区域・環境保全地区・宅地造成規制区域)
- ③ 敷地面積 5,793.99㎡
- ④ 建物 構造：鉄筋コンクリート造 一部2階建
延面積：1,956.62㎡(1階1,554.54㎡ 2階402.08㎡)
- ⑤ 開設年月日 昭和57年4月12日(築25年)
【処分制限期間 35年間】
建設費：320,000,000円
内 国庫補助 53,559,000円
市 費 266,441,000円
敷地価格(借地を除く) 126,584,732円
- ⑥ 調理能力 18,000食
- ⑦ 備品関係資産 約226,000,000円
(内500,000円以上の調理関係備品 約187,000,000円)
- ⑧ 職員(平成19年3月31日現在)

	所長	副所長	係長	栄養士	職 員				配送員 (委託)	計
					正職	再任用	嘱託員	臨職		
男子	1	1	1		15			1	12	31
女子				3	6	6	5	6		26
計	1	1	1	3	21	6	5	7	12	57

⑨ 実施給食数（平成18年5月現在）

	学 校 数	児 童 生 徒 数	職 員	給 食 数	学 級 数
小 学 校	12	6,836	369	7,205	211
中 学 校	8	2,791	221	3,012	83
計	20	9,627	590	10,217	294

- ・ 給食日数 1週間 5日（米飯給食3日 パン給食2日）
1ヶ月 17日（年間平均）
年 間 187日（平成18年度 小学校183回 中学校170回）
- ・ 給食費 ・ 小学校 月額 3,600円
中学校 月額 4,000円

(2) 現 状

本市では、前述の学校給食センターで毎日1万食余りの学校給食を、市内20校の小中学校に提供しています。

しかしながら、当該センターは、昭和57年に稼動してから25年が経過し、経年劣化による施設の改修や厨房機器の更新等、施設設備の維持管理に伴う財政負担の増加が懸念される状況にあります。

また、配送等の関係から文部科学省が指導する調理後から2時間以内の喫食ができていない学校があること、国・県において食教育に関する諸施策が整備され学校給食における運用面の改善を図り「生きた教材」としての活用が望まれていることから、現施設の「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」に基づく施設処分制限期間は35年ですが、今後、長期的な施設整備の方向性を見出すとともに、本市の学校給食をより効果的かつ効率的に実施し、安全性の確保と食育の充実を図るなど更なる資質の向上及び運営方法について検討が急務となっています。

(3) 検 討 内 容

委員会では、上記の現状を踏まえ、当初、「自校方式」と「共同調理場方式」の調査に着手しましたが、その後、「3ブロック方式」も検討項目に加え、施設設備等のハード面及び食育等のソフト面などあらゆる視点から比較検討（別紙「学校給食運営方式比較検討表」）を行い、各委員による3運営方式の評価（別紙「学校給食運営方式評価表」）を基に、委員会として次のとおりまとめましたので報告します。

I. 各運営方式に対する評価

A. 自校方式

○ 学校教育活動の一環として最も理想的な方式

学校給食を学校教育活動の一環として、食育や健康教育を効果的に実施するうえで、最も理想的な方式と考える。

○ 子どもたちへのキメ細やかな給食の提供

子どもたちに安全・安心な給食を食べさせたいという根本理念を基本に、それぞれの学校の特徴を生かした食材の調達・献立、調理を行い、子どもたちが食べるまでの時間の短縮化や、量の調整、各学校の行事にあわせた給食の提供など、キメ細かな対応ができる。

○ 急激な変化による学校経営・運営上に支障が懸念

共同調理場方式による学校給食がすでに定着しているにもかかわらず、システムそのものの急激な改変は、人的管理面や安全衛生管理面などにおいて、現場調理員や教職員に混乱と負担を強いることが懸念され、本来の学校経営や学校運営に支障をきたすことが懸念される。

○ 施設整備面・維持管理面で市財政を圧迫

市財政の面からは、用地確保の経費を除く、イニシャルコストやランニングコストにおいても、自校方式が最も大きな負担を強いられる。

○ 短期実現への困難さと整備時期の不均衡による学校間格差が危惧

各小中学校の現況では、自校方式の調理場を建設するとしても、用地の確保をはじめ、困難な課題が多々存在し、整備完了までに相当の時間を要するとともに、整備時期の不均衡により学校間に格差を生じることが危惧される。

B. 共同調理場方式

○ 市財政・保護者・教職員への負担の軽減に対して最良の方式

本市の規模から考えると、最もスケールメリットが活かされる方式で、コスト面での優位性や学校運営上への影響度では、他の方式を大きく上回っていることは明らかであり、行財政のスリム化という昨今の命題に対して、大きな説得力がある。

○ 安全衛生管理の徹底と人員体制の確立が容易

衛生管理の徹底、調理従事者への安全衛生教育の徹底、労務管理、代替要員

の確保などの面、あるいは学校現場の教職員の物理的、時間的、精神的な負担の大きさの面からも、共同調理場方式あるいはブロック方式に利があると考えられる。

○ 2時間以内の喫食と事故発生時への対応が課題

生駒市の地理的な条件により配送に時間を要することから、一部の学校では調理から喫食するまでに2時間以上かかる。

また、地震や食中毒等、事故発生時に給食が中止されるなど、影響が全小中学校の児童生徒、保護者など、全市的に及ぶことが余儀なくされる。

○ 新たな調理場整備計画の策定が急務

現共同調理場は、築25年を経過して老朽化しており、適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）から、今後10年間で改築、あるいは新設の調理場建設計画を策定する必要性に迫られている。

新設に当たっては、既設施設の敷地規模での建設は困難であり、他のより広大な用地を確保する必要がある。

○ 課題の解決で現行方式を継続

配送車の増車や配送時刻等の検討で、調理後、喫食までの時間の短縮、レトルト食材からの脱却など、現行方式がかかえる課題への改善策を講じれば、多額の費用負担を要する自校方式よりも、むしろ現行共同調理場方式の継続が望ましいと考える。

C. 3ブロック方式

○ 自校方式と共同調理場方式の長所を併有

自校方式のメリットを最大限活かし、共同調理場方式のデメリットを徹底的に排することを前提としてブロック方式を導入されるならば、最良の方法にもなり得ると考える。

○ 現実的な妥協方式案

法的基準をクリアしながらも、事業化に要する金銭的、人的原資の投入を最小限にとどめている点。

また、それに付随する短期での実現性から判断すれば、他の2方式の利点を活かした方式として、現時点における現実的妥協案であると考えられる。

○ 食育の推進や食材調達も容易

地域・子ども・教職員・調理場が共同調理場方式に比べて、より近くに位置する

ため、食育推進の観点からは有利である。ただ、運用面で若干の人手と創意工夫によって、解決する方法を模索する必要があると思われる。

食材調達においては、共同調理場方式のスケールメリットは活かされつつ、野菜等生鮮食材は、より産地や品種を指定しての調達が容易になるものと考えられる。

○ 新たな調理場整備への円滑な移行が可能

既設の共同調理場を運用しつつ、順次ブロック方式の調理場を整備することにより、現調理場への負荷を軽減しつつ、適化法の問題をクリアすることが可能となる。

○ 北・中・南地区の3箇所への設置が最適

北・中・南の3箇所に調理場の建設が可能であるならば、短期間に、施設の建設事業費と既設調理場の維持管理費がかかっても、学校給食の安定的、継続的な運営と食育面での地域性を持った学校給食の指導が行われるのではないかとと思われる。

○ 継続的な改善を要望

サービス・教育の享受者である子どもに対する配慮においては、共同調理場方式に類しており、この点において継続的な改善が望まれる。

○ 費用対効果面では優位

共同調理場方式の欠点がある程度補い、そのために増加する経費は予想外に小額に抑えられていると思われる。

費用対効果という見方をすれば、この方式には優れた面がある。

II まとめ

以上の評価から、生駒市における学校給食の運営方式について、本委員会といたしましては、将来における調理場の施設整備のあり方も視野に入れ、慎重に調査・検討した結果、今後の方向性として「3ブロック方式」によることが最も望ましいとの結論にいたりましたので、再度、論点を整理して報告します。

<自校方式は理想的な反面、変化による混乱と負担増等に危惧>

今般、学校教育で推進が要請されている「食育」に関しては、各学校に調理場を設け、給食を身近に感じ、食に対する心を育む、自校方式による給食の実現化が、享受する子どもたちにとって理想的であり、全委員が承知するところである。

しかしながら、急激な運営方式の変更を行うことは、施設整備面、維持管理面、受益負担面等において、保護者や教職員などの給食関係者に混乱と負担を強いることになるばかりか、市行政上、後年度に多大な財政負担を招き、市民の負担を強いるものである。

さらに、すべての小中学校に調理場を整備するには、相当の期間を要し、その間、学校間に不均衡を生じることになる。

＜既設共同調理場方式では将来的にハード面で限界＞

現行の共同調理場方式では、市財政・保護者・教職員への負担の軽減、安全衛生管理の徹底と人員体制の確立が容易などといったことから、当面は最良の運営方法と考える。

しかし、施設管理面から考察すれば、適化法の適用外となる今後10年間において、現有施設用地の倍程度の規模を有した、新たな調理場を建設するための計画を策定することが急務と指摘しておきたい。

＜将来的には3ブロック方式による学校給食運営が最適＞

3ブロック方式は、「自校方式」と「共同調理場方式」のメリットを備え、かつ事業化に要する財政的、人的な投入を最小限にとどめるとともに、整備期間の短期化などの実現性から判断すれば、現時点では最適な方式であると考える。

また、既設の学校給食センターの老朽化に伴い、新調理場建設に対して円滑な移行が計画的に実施できる一方、付加機能として、地震等の自然災害や他の調理場の事故等、万が一の非常事態の対応として一定の役割を果たすことも期待されるものである。

＜当面の現行学校給食の改善方策の提言＞

今後、上記、「3ブロック方式」が実現化されるまでの間については、現行共同調理場方式で課題とされた「2時間喫食の完全実施」、「適温給食の実施」などについて、速やかな改善方策を講じられるとともに、「食育推進体制の充実」を図るため、地域力を活用した「スクールボランティア」事業の拡充や市費負担の栄養士の配置を行うなど、特段の努力がなされることを要望する。

また、上記以外の事項で、今回、委員から提案された「学校給食運営方式以外の要望事項」（別紙の学校給食運営方式比較表中）についても、今後、施策の具体

化にあたっては、十分に留意されるよう合わせて要望する。

7 今後の取り組み

今回の報告に至りませんでした委員会の所掌事務のうち、「食に関する指導及び食教育に関すること」につきましては、平成19年3月に奈良県食育推進計画が策定されたことに伴い、本市においても平成19年6月に「生駒市食育推進会議」が設置され、生駒市食育推進計画の策定に向けて調査研究されている状況にあります。

本委員会といたしましては、生駒市食育推進計画が策定され、生駒市における食育推進の方向性が示されたときに、その計画との整合性を図り、学校給食が果たすべき具体的な方策について改めて検討協議を行っていく予定をしていますので、ご了承を願います。